

宮城県保育士再就職準備金貸付事業 募集概要

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

1 事業の目的

保育士資格を有し、保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、再就職準備に必要な費用を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。

2 貸付対象者

次の全てを満たす保育士資格を有する方が対象となります。

- ①宮城県内に住民登録をしている方
- ②保育士登録後1年以上経過した方
- ③以下の施設又は事業を離職後1年以上経過した方又は事業に勤務経験のない方
 - イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ロ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ハ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ニ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - ホ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ④他都道府県が実施する当該貸付金を借り受けていない方
- ⑤県内の指定施設に、平成28年12月19日以降に新たに保育士として勤務する方
(保育士として週30時間以上の勤務が必要です。)

3 貸付金額と利子

再就職準備金 20万円以内（1人1回限りです。）

貸付対象費用 ・就職によって転居が伴う場合の転居費用
・転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料等
・就職後、業務に従事する際に使用する被服費
・業務に関する研修を受けた際の研修費用
・通勤に要する自転車等の購入費 等

利 子 無利子

4 貸付金返還の免除

宮城県内の保育所等の指定施設において2年間継続して保育士として業務に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

5 貸付の人数

35人(先着順)

6 申請の手続き方法

貸付希望者は申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。

<問い合わせ>

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 地域福祉部総合相談課 貸付事業担当
連絡先 ☎ 022-399-8844)

宮城県保育士再就職準備金貸付フロー図

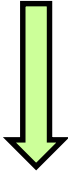
① 保育士として就職(内定)
決定【申請者】



② 再就職準備金貸付申請
【申請者 ⇒ 県社協】

<申請者提出書類>

1. 保育士修学資金(再就職準備金)借入申請書(様式第1号の2)
2. 保育士登録証の写し
3. 世帯全員の記載がある住民票(記載事項の省略のないもの)
4. 連帯保証人の住民票(同一世帯の場合は不要)
5. 個人情報の取扱同意書(様式第3号)
6. 保育士実務経験者は直近の退職年月日の分かる書類
7. 新たに就職したこと(すること)を証明する書類
8. 再就職準備金の使途が確認できる書類



③ 再就職準備金貸付決定
【県社協 ⇒ 申請者】

<申請者提出書類>

1. 保育士再就職準備金借用証書(様式第7号の2)
2. 申請者, 連帯保証人の印鑑証明書
3. 銀行口座振込依頼書(様式第8号)



④ 再就職準備金の貸付
【県社協 ⇒ 申請者】



⑤ 返還債務の猶予申請
【申請者 ⇒ 県社協】

<申請者提出書類>

1. 貸付金返還猶予申請書(様式第13号)
2. 貸付申請時に内定証明を提出した場合は業務従事届(様式第24号)

<注意>

- ・届出事項が変更した場合は、異動届(様式第21号)を1カ月以内に提出すること
- ・就業先を変更したときは、業務従事先変更届(様式第25号)を1ヶ月以内に提出すること

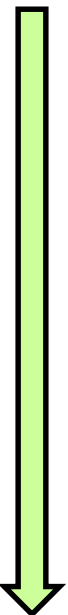
翌年以降

【毎年4月末日までに提出】

- ・就業状況報告書(様式第22号)

途中退職

- ・業務廃止届(様式第26号) ※全員
- ◇1年以上就業後の退職の場合 ⇒ 貸付金の返還一部免除
 - ・返還免除申請書(様式第14号)・業務従事期間証明書(様式第15号)
 - ・返還計画書(様式第10号)
- ◇1年未満就業後の退職の場合 ⇒ 貸付金の全額返還
 - ・返還計画書(様式第10号)



⑥ 2年間就業
⇒ 貸付金の返還全額免除
【申請者⇒県社協】

<申請者提出書類>

- ・返還免除申請書(様式第14号)
- ・業務従事期間証明書(様式第15号)